

30道商工連（組）第274号(E)  
平成30年10月19日

商 工 会 長 様

北海道商工会連合会  
会長 荒尾孝司

「むらからまちから館」平成30年度下期6ヵ月コーナー等への  
出展事業者募集について

標記について、むらからまちから館より本年度下期（平成30年12月～平成31年5月）6ヵ月コーナー等への出展者募集の周知依頼がありました。

つきましては、全国展開支援事業等において開発された商品やその他の新たな特産品の販路開拓の機会として関係会員等に周知いたくとともに、出展希望者を取りまとめのうえ、下記要領にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1 添付資料等

- (1) むらからまちから館における特産品の取扱要領……………〔別添-1〕
- (2) むらからまちから館での販売催事コーナー出展手引き……………〔別添-2〕
- (3) むらからまちから館における酒類の取扱要領……………〔別添-3〕
- (4) むらからまちから館47都道府県コーナー等出展に際しての留意事項……………〔別紙-1〕
- (5) むらからまちから館出展に当たっての注意事項(出展希望事業者あて)……………〔別紙-2〕
- (6) 47都道府県<6ヵ月>出展申込書……………〔様式-1〕
- (7) 47都道府県<1ヵ月>出展申込書……………〔様式-2〕
- (8) むらからまちから館販売催事申込書……………〔様式-3〕
- (9) むらからまちから館地酒コーナーへの出展品取引推薦リスト……………〔様式-4〕

2 申込期日等

平成30年11月7日(水)までに当会組織経営支援部市場開拓支援課へ E-mail 又は FAX でお申込みください。

E-mail : [shijo@do-shokoren.or.jp](mailto:shijo@do-shokoren.or.jp)

F A X : 011-221-6686

(注) 現在出展している事業所が継続する場合も改めて提出願います。

3 留意事項

(1) 6ヵ月コーナー（長期）への出展について

- ① 出展事業者は、1都道府県連2事業者以内となっておりますので、これを超える申し込みがあった場合は、出展できない場合があります。
- ② 過去に長期間出展していた事業者は出展を見合わせていただきます。
- ③ 6ヵ月コーナーへの出展は、1年が限度となります。

④出展頂く事業者には11月下旬より納品期間、賞味期限を勘案し、むらからまちから館(株)ふるさとサービス)より順次事業者あて商品発注致します。

(2) 1ヵ月コーナー(トライアル)への出展について

①過去に長期間出展していた事業者は出店を見合わせていただきます。

②1ヵ月コーナーへの出展は、6ヵ月が限度となります。

③6ヵ月コーナーに出展したことのある事業者には出展を見合わせていただきます。

④1ヵ月コーナーで出展されている出展者につきましては、毎月更新(最長6ヵ月)の有無を確認させていただきます。更新する場合には、その都度申請書を提出していただきます。

(3) むらからまちから館では、消費税の改正に伴い、納品、仕入、売上、支払を全て「税抜価格」にて管理しておりますので、お申込の際にはご注意ください。

(4) 「1ヶ月コーナー」及び「催事」等の出展については、これまでと同様に随時募集しております。

(組織経営支援部市場開拓支援課：小川、西村)

## むらからまちから館 4 7 都道府県コーナー等出展に際しての留意事項

むらからまちから館への出展募集にあたりましては、別添— 1～3 の取扱要領及び次の補足事項に沿って、手続きいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 4 7 都道府県コーナー＜6 ヶ月間の出展＞について

(1) 必ず様式— 1 の「申込書」に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

継続の際も、同様です。白紙での継続申し込みは受け付けません。

(2) 特に、既存出展事業者が出展継続であっても、変更等がある場合については、変更事項を必ず記入のうえ再度提出ください。その際、変更箇所にはアンダーラインをお引きください。

#### 【注意点】

§ 商品は消費税改定後の税抜価格で統一ください。

むらからまちから館では、消費税の改定に伴い、納品・仕入・売上・支払を全て税抜価格にて、管理させていただいております。お申し込みの際には十分ご注意ください。

§ 商品アイテム変更（品種変更）の場合

現行において出展している商品のどのアイテムから、今度は、何に変更するのかハッキリと明記（みえけしでも構いません）してください。

直近において、出展者が館で何を出展しているのか確認する場合は、毎月県連へ報告通知している「販売実績レポート」においてご確認ください。（期の途中での値上げはしないでください。）

§ 内容量及び価格変更は特にご注意ください。

■ 変更記入例。

【竹炭⇒竹酢液】【ひろす蒲鉾 300 g ⇒ひろす蒲鉾 500 g】【茶そば 300 円⇒250 円】

(3) 館では、商品の管理、売上管理はバーコード（共通 JAN コード）で行っております。

様式— 1 の「申込書」について、特に新規出展商品は各事業者が商品に使っているバーコードを記入するようになっております。必ずご記入ください。

記入もれがあると、商品到着後の商品マスター登録となり、販売開始が若干遅れる場合があります。

なお、商品にバーコードのついていないものは、今までどおり当館で独自のハウスバーコードを発行しますので無記入でかまいません。

JANコードが商品についているのに、申請がなく館で独自のハウスバーコードを発行しますと、レジで違うコードを読み、混乱し売上が登録されませんので、ご注意ください。

(4) 様式-1の「申込書」については、振込口座・銀行名・支店名の他に、「金融機関コード(4桁)及び支店コード(3桁)」を記載する必要がありますので、新規出展事業者については、必ず記入のうえ提出するようにしてください。

(5) 新規出展事業者より、「まだ連絡がない」という館への問い合わせが多く見受けられますが、県連からの「申込書」に基づき当館にて販売商品の登録を行い、その後、館より出展事業者へ順次商品発注を行いますので、11月下旬より数日をかけてFAXで行われますことを申し添えます。

(6) 合併で商工会コードの不明の場合は、空欄でもかまいません。

## 2. 47都道府県コーナー<1ヵ月間の出展>について

(1) 必ず様式-2の「申込書」に必要事項を記入のうえ、館あて提出してください。

(2) 1ヵ月(短期)コーナーにつきましては毎月更新(最長6ヵ月間)の有無を確認させていただいております。更新をご希望の際には、その都度申請書をご提出いただくよう、お願いいたします。

(3) 特に、季節感のある商品の出展をお願いいたします。

## 3. 地酒コーナー(仕入れ)の出展推薦について

(1) 酒の出展については、酒類販売免許の関係上、(株)ふるさとサービス名にて個別に事業者と交渉し、仕入れ販売いたします。貴県連傘下において、「〇〇酒造の××吟醸は稀少価値があり推薦に値する」などの地酒があれば、本館あて様式-4にて推薦のお申し込みをいただきますようお願いいたします。

(2) 推薦いただいた後に、該当事業者と当館が交渉をさせていただきます。既にご推薦いただき、むらからまちから館とお取引の発生している出展者の推薦は不要です。

(3) 酒類につきましては、製造免許、卸免許をお持ちでないと取引できませんので推薦の際には、ご確認ください。

**むらからまちから館出展に当たっての注意事項**

商工会及び県連は、出展希望事業者に以下の各事項を周知するとともに、出展に当たっては遵守するようご指導くださいますようお願いいたします。

1. 出展に際しては、品質を維持し、所定の日時・場所に納品を行い、納期を遵守してください。
2. 納品する商品の品質については、事前に商品検査及び検品確認を行うなど、常に格別の注意を払うと共に、商品・商品名等が著作権、意匠権その他第三者の権利を侵害しないものであることに特に注意して下さい。  
そのうえで特に中身と商品種類名が違わないか、内容量、製造年月日、生産地等の表示に間違いがないか注意してください。また、異物混入等消費者に甚大な被害を与えた場合法律（PL法等）上責任が発生する場合があります。十分注意してください。
3. 出展事業者の所在地と商品表示が違う物の出展はできません。  
(例：北海道の事業者が沖縄の商品を出展等)
4. 不良品については、ただちに引き取り又は交換することとし、万が一これがもとで、損害が発生した場合には、責任をもって処理していただきます。また、商品の不良により送料等の費用が発生した場合は、出展者に負担していただきます。
5. 商品に直ちに発見することができない異物混入や表示違反等の瑕疵があったために、買主から商品の返品・返金等の処理を求められた場合は、協議のうえ誠意をもってこれを処理するようお願いいたします。
6. 商品代金その他の債権を、文書による承諾なくして第三者に譲渡し、又は担保に供することは厳禁と致します。
7. 取引に当たって設定された口座を、第三者に貸与することは一切ないようお願いいたします。
8. 出展者が住所、商号等を変更した場合、又は、他社との合併、営業目的の変更、監督官庁からの営業停止若しくは営業免許の取り消しを受け、又は差し押さえ処分を受け若しくは会社整理など、「むらからまちから館」との取引を継続できない場合は「むらからまちから館」から通知勧告をせず、取引契約を解除し、商品の返品などの処置をとるものとします。
9. その他上記以外で出展者が故意又は過失により、「むらからまちから館」又は消費者に損害を与えたときは、出展者の責任と負担でこれを処理し、「むらからまちから館」に迷惑をかけないようお願いいたします。
10. 館からの注文に応じ、特産品を円滑に納品できるような事業者の推薦をお願いいたします。



## むらからまちから館における特産品の取扱要領

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における特産品の取扱いは、以下の要領により実施する。

### 1. 特産品等の選定基準

#### (1) 出展事業者

「館」に特産品等を出展することができる者は、原則として商工会地区内の事業者（商工会、組合、第3セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

#### (2) 特産品等の選定基準

「館」に出展することができる特産品は、次の①～③の要件のいずれかを満たし、かつ、④～⑭の要件の全てを満たす特産品等とする。

- ① むらおこし事業で開発された特産品等であること。
- ② 商工会の指導助言のもとに開発された特産品等であること。
- ③ 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
- ④ 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
- ⑤ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
- ⑥ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
- ⑦ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
- ⑧ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
- ⑨ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
- ⑩ 公序良俗に反しない特産品等であること。
- ⑪ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。
- ⑫ 商品のサイズが館の販売スペース（45 釐×45 釐×高さ 30 釐）を越えないもの
- ⑬ 高額商品でないこと。（税込み価格で1品 1,500 円以上の商品は出展の対象外とする）
- ⑭ 見本展示のみの対応は不可。

### 2. 出展の申請及び許可

#### (1) 出展の申請

「館」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）を經由して、むらからまちから館の運営委託会社である「株ふるさとサービス」に申請するものとする。

#### (2) 出展の許可

「館」は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記1. の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、出展のご希望に副えない場合は、当該県連にご連絡いたします。

※**冷凍・冷蔵商品**は陳列スペースに限りがございますので、出展をお断りせざるを得ない事態が生じることをご承知おきください。

### 3. 出展前点検のお願い

出展を希望する事業者、および商品について、窓口県連の担当者が前記1.「特産品等の選定基準」に合致しているか、必ず出展前に精査してください。

また、出展継続の場合も「出展申込書」は必ず内容をすべて記入のうえ申請ください。

### 4. 「館」の各コーナーにおける特産品等の取扱い及び出展料等

#### (1) 「館」の各コーナーにおける特産品等の取扱い

##### ① 47都道府県（県連推奨に基づく）コーナー

###### ア. <6ヵ月間出展>コーナー

全国47都道府県の特産品を、6ヵ月間展示・販売する。

###### イ. <1ヵ月間出展>コーナー

全国47都道府県の特産品を、1ヵ月間展示・販売する。

###### ウ. 原産国の記入

消費者からの問合せが多く寄せられるため、出展申込書に材料の原産国を必ず記入する。

##### ② お奨め品コーナー（①以外のカテゴリ別コーナー）

「館」の独自の品揃えでお奨め品を提供する。

県内や地域の限定品、売れ筋の商品など、目玉となる代表的なものを展示・販売する。

##### ③ 地酒コーナー

東京では手に入りにくい全国の地酒をテーマにお奨めの酒を展示・販売する。（酒類販売業免許取得名は、株ふるさとサービスです）

##### ④ 販売催事コーナー

「館」の入り口前を、（毎水曜日から次火曜日までの1週間単位）出展業者の直接販売催事スペースとして提供する。

#### (2) 出展料及び手数料経費

	出展料	手数料
47都道府県コーナー	5,000円/月	税抜売上高×15%×1.08
お奨め品コーナー （上記以外のコーナー）	事業者との交渉による	
地酒コーナー	事業者との交渉による（取引希望事業者は要卸免許）	
販売催事コーナー	20,000円/週	税抜売上高×5%×1.08

#### ▼…47都道府県コーナーについて

① 1県連当たり、2事業者までの出展とする。

② 原則6ヵ月間の出展とする。商品数は1事業者3品目（アイテム）までとする。

（注）品名が同一でも定価が異なると品目を別とする。

③ 1ヵ月間の出展コーナーについては、全県連合せて30パレットを上限に、随時受け付けることし、月の始めよりの出展開始とする。

④ 尚、各出展スペースは、館において上記③勘案して対応します（各事業者最大45cm×45cm）。

▼…販売催事コーナーについて

- ① 原則として1週間単位の出展として、事業者の直接販売とする。
- ② 販売催事コーナーは、原則として入り口脇2m×2mのスペースに3尺販売台(W90cm×D45cm)4台を使用。
- ③ 酒類、要冷蔵品、冷凍品の商品は、販売免許・販売設備上の問題でできません。

(3) 各コーナーにおける出展期間

- ① 47都道府県コーナー<6ヵ月間出展>は、上期を6月～11月、下期を12月～5月の出展期間とする。
- ② 1事業者当たり最長1年の出展限度とする(事業の主旨から出展期間終了後、1年間は再出展できません)。
- ③ お奨め、地酒コーナーの出展については、特に期間を設けない。
- ④ のれん、のぼり旗等の販促品は、原則販売スペース内のみ設置可能です。

(4) 売上金の送金

- ① 出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。この場合、(2)に規定する出展料及び手数料は原則として税込み売上金から差し引くものとする。ただし、売上金が出展料に満たない場合は、別途「館」が指定する口座に支払うものとする。
- ② 送金時期は、売り上げた当月末締め翌月末払い(25日)とする。

(5) 試食、試飲用特産品の提供のお願い

食品を出展する事業者等は、来館者に試食、試飲をしてもらうためにも、なるべく試食品を1割程度提供することとする。

(6) 販売価格

特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とする。また短期間での値上げ、容量減による実質値上げは、消費者の混乱を招くので行わないこと。

さらに高額な商品(税込価格1,500円以上)は、これまでの実績からお客様に受け入れられないため、出展の対象外とする。

(7) 値下げ、在庫の処理

賞味期限切れ間近に迫ったものは、むらからまちから館の担当者の判断で賞味残日に応じ処分価格での値下げ販売をし、また賞味期限切れの特産品は原則、適時廃棄処理することとする。

(8) 特産品の表示等

昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされている。「曖昧な表示」、「誇大な表示」、「薬事法に抵触する表示」、「原産国表示」、「製造年月日」、「賞味期限」、「消費期限」、「アレルギー起因物質表示」について、厳に留意すること。

- (9) 特産品等の搬送費  
出展事業者の負担となります。

## 5. 事業者等の費用負担義務

次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。

- ① 直接販売等のために事業者等が派遣する要員に関する費用。
  - ② 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特産品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。
  - ③ その他「館」が事業者等が負担することが妥当であると認める費用。
  - ④ 商品の品質等の不具合により、消費者、「館」に損害を与えたとき。
- ※ 別紙-2「出展に当たっての注意事項」参照

## 6. 出展の取消、および出展辞退勧告

「館」は、事業者等が次に掲げる事由に該当するときは出展を取り消すことができる。

- ① 出展料の納入を怠ったとき。
- ② 前記5. に定める負担義務に違反したとき。
- ③ 事業者等及び特産品等が本要領に違反したとき。
- ④ 消費者の支持も得られず長期にわたる出展で売り場を寡占しているとき。
- ⑤ 円滑な受注・納品がなされず、度々の欠品などにより、「館」に損害を与えたとき。

## 7. 損害賠償

事業者等は、前記7. に掲げる事由により出展の取消し、および出展辞退勧告を受けたときは、遅滞なく特産品等を撤収しなければならない。この場合、事業者等は出展料の払戻し及び損害賠償、その他の請求をすることができない。

## 8. その他

本要領に定めのないもので、「館」の出展等に関し必要な事項は、全国商工会連合会が別に定めるところによる。

### (別紙様式)

様式-1：47都道府県<6ヵ月間出展>コーナー出展申込書

様式-2：47都道府県<1ヵ月間出展>コーナー出展申込書

様式-3：販売催事出展申込書

様式-4：地酒コーナーへの出展品取引推薦リスト

(注) 地酒コーナーへの展示販売等の取扱いは、別添-3「むらからまちから館における酒類の取扱要領」による。

## 「むらからまちから館」での販売催事コーナー出展手引き

むらからまちから館では、館の賑わい創出と来館の促進を図ることを目的として、商工会PRコーナーとも連携し、販売催事コーナーにおける特産品の直接販売による出展促進を以下により行う。

### 1. 出展内容について

販売催事コーナーは、直接出展事業者が出展し、特産品の販売を自ら行う。  
(入口スペースにて対応：約2m×2mのスペース)

#### ① 基本什器

販売催事コーナーでは、以下の基本什器を利用できる。

幅 900 mm×奥行 450mm 4台

原則として、正面入口の左側とする。

- ・販売の伴わないアンケート調査やPR及び直接商品を消費者へ販売しない（予約を取り、後日配送をする等の）予約販売の催事は行えません。

#### ② その他

- ・持ち込み什器は要相談（特に電気容量を大量に消費するものは不可。約1,000KWを目処に）
- ・他の出展商品が多数ある場合、館の運営する自主催事がある場合は、販売催事コーナーを利用できないことがある。
- ・閉店後は、什器、商品を店内に収納する。
- ・酒類・要冷蔵品・冷凍品は販売できない。

### 2. 販売催事の実施について

#### (1) 出展期間

原則として、1週間単位（水～翌火曜日）とする。

#### (2) 申込方法

- ① 応募は随時とし、希望が多数の場合は調整させていただきます。
- ② 販売形態及び販売商品（例、同一地域の同種の商品がプロパーに既に出展している場合等）によっては、出展できない場合もあるので、予めご承知おきください。
- ③ 年間・定期的に催事場を押さえ、使用することはできません。

#### (3) 販売形態

事業者の直接販売とし、昼食交代を含め、必ず販売員を常時つけること。  
販売者が不在になり、商品販売台に布などをかけ休止することはできません。

#### (4) 金銭処理

事業者の責任によるタメ銭処理とし、閉店後一括入金とする。  
なお、初回つり銭は貸与いたします。

(5) 什器・販売備品(プライスカード等)について  
基本什器以外は全て事業者負担とする。

(6) その他  
具体的実施時期、注意事項について販売催事出展事業者へ事前にFAX送付させていただきます。

(7) 出展料と手数料について

	出展料	手数料
販売催事コーナー	20,000円/週	税込売上高×5%×1.08

- ・ 出展料及び手数料は、1週間単位とする。
- ・ 売上金の送金は、原則として出展期間の終了した月の翌月の末日とする。この場合出展料等と相殺することができる。(月をまたいだ場合は翌月とする。)

**むらからまちから館における酒類の取扱要領**

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における酒類の展示・販売は、「株ふるさとサービス」が以下の要領に基づき実施する。

**1. 取り扱い基準****(1) 事業者**

「館」で酒類を取扱うことができる者は、原則として商工会地区内の製造免許・卸免許を有する事業者（商工会、組合、第3セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

**(2) 酒類の範囲**

「館」で販売できる酒類は、原則商工会の会員が製造した酒類であって、次の酒類である。

ア. 清酒    イ. 焼酎    ウ. 果実酒類    エ. ウイスキー類    オ. リキュール類  
カ. 雑酒    キ. 地ビール    ク. スピリッツ類（ラム酒含む）    ケ. みりん

**2. 推薦及び決定**

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、「様式—4」により都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）の推薦を受け、株ふるさとサービスにおいて検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

酒類の取扱は酒販小売免許の関係上、株ふるさとサービスの買取り仕入とする。

**3. 取引条件**

- (1) 酒類の仕入価格については、別途、株ふるさとサービスが事業者等と調整を行う。
- (2) 仕入代金の支払いは、仕入れた当月締め翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。
- (3) 売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類は、原則として返品するものとする。返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。
- (4) 事業者等は、来館者に事業者のPRを兼ね試飲又は試食をさせるため、株ふるさとサービスと協議のうえ試供品をなるべく提供することとする。

**4. 搬送費**      原則出展事業者負担とする。**5. 出展に当たっての注意**      別紙—2の注意事項を遵守すること。**6. その他**      (様式—4)「むらからまちから館」地酒コーナーへの出展品推薦リスト











「むらからまちから館」販売催事出展申込書

申し込み日【平成 年 月 日】

※出展回数【本年 回目】【累計 回目】

◎太黒枠内は事業者記入、点線部分は商工会又は県連記入

県名	商工会	出展期間	食品 事業者 コード
コード	コード	出展料等	非食品
フリガナ	TEL	担当者名	住所
事業者名	FAX		〒
銀行名	緊急及びトラブル時の責任者連絡先 携帯		フリガナ
支店名	( 普通 ・ 当座 ) 口座番号	口座名義名	
商品名	商品分類	内容	販売手数料
			出展料
		販売は常温のみ、閉店後の冷蔵保 管の容量はみかん箱サイズのダン ボールで5ヶースぐらい迄	20,000円/週 売上高×5%×1.08
◆催事内容(商品説明・コメント・持ち込み販促ツール等)			
◆催事タイトル名 看板記入文(例:静岡天城湯ヶ島町より「湯ヶ島町特産品 産直の市」湯ヶ島町青年部 )			
【館担当者記入欄】	平均売上実績	担 当 者	コ メ ン ト

※開催期間は原則 水曜～火曜の1週間です。販売商品は、1週間50万円位を目安にご準備ください。  
 ※高額商品(1,500円以上)や、全国どこでも手に入る商品の販売は「特産品催事」として、いままで良い結果を出していませんのでご注意ください。  
 ※消費税は、1日売上ごとの切り捨てにて、お支払の対応とさせていただきます。



「むらからまちから館」地酒コーナーへの出展品取引推薦リスト

県名	連合会	担当者名 ( )	※酒類の取引には仰し免許が必要です。
商工会名		商品名 (酒別)	推薦理由
		事業者名	事業者連絡先
	( )		電話 FAX E-mail
	( )		電話 FAX E-mail
	( )		電話 FAX E-mail
	( )		電話 FAX E-mail
	( )		電話 FAX E-mail
	( )		電話 FAX E-mail
	( )		電話 FAX E-mail

(注一1) 酒別をご記入下さい。

(注一2) 出展を依頼する事業者には、当会にて検討のうえ、直接担当者からご連絡します。その間、日数がかかる場合がありますので  
ご承知おき下さい。

(注一3) 現在、出展中(お取引扱い中)の事業者については、推薦不要です。

